



国家质量监督检验检疫总局法规司

General Administration of Quality Supervision,  
Inspection and Quarantine of the People's Republic of China



# 中国食品生産許可及び市場参入制度 について

中国国家質量監督檢驗檢疫總局

法規司法規一処

処長 李明剛

2010年2月 日本東京



## 国家质量监督检验检疫总局法规司

General Administration of Quality Supervision,  
Inspection and Quarantine of the People's Republic of China



# 1. 中国食品安全法およびその実施条例により確立される 食品安全監督管理体制

特徴: 基本的には製造・販売の各段階別に、  
特殊食品の場合は、種類別に所轄部門が  
分掌して監督管理を行う。

## (1) 段階別

1. 全体調整役: 衛生部門
2. 製造および輸出入:  
品質管理部門および出入国検査検疫部門
1. 流通: 工商行政管理部門
2. 飲食サービス: 食品薬品監督管理部門
3. 鉄道運営:
4. 軍隊専用食品、自給食品:



国家质量监督检验检疫总局法规司

General Administration of Quality Supervision,  
Inspection and Quarantine of the People's Republic of China



- ❖ (2) 種類別
- ❖ 1. 食用農産物：農業部門、工商行政管理部門
- ❖ 2. 保健食品：食品藥品監督管理部門
- ❖ 3. 法定例外の5種類
  - ❖ 3.1 乳製品
  - ❖ 3.2 遺伝子組み換え食品
  - ❖ 3.3 ブタの屠畜
  - ❖ 3.4 酒類
  - ❖ 3.5 食塩



国家质量监督检验检疫总局法规司

General Administration of Quality Supervision  
Inspection and Quarantine of the People's Republic of China



- ❖ 4. 特殊認可が必要な3種類
- ❖ 4. 1 新しい原料を使用して製造した食品、  
国家安全標準のない輸入食品
- ❖ 4. 2 製造・輸入した食品添加物の新品種
- ❖ 4. 3 製造・輸入した食品関連製品の新品種
- ❖ その他の特徴: 政府および部門



国家质量监督检验检疫总局法规司

General Administration of Quality Supervision,  
Inspection and Quarantine of the People's Republic of China



- ❖ 2. 中国食品市場参入制度：
- ❖ 生産許可
- ❖ 流通許可
- ❖ 飲食サービス許可



## 国家质量监督检验检疫总局法规司

General Administration of Quality Supervision,  
Inspection and Quarantine of the People's Republic of China



- ❖ (1) 生産許可
- ❖ 1. 許可条件
- ❖ (1) 製造・販売する食品の品種、数量に適した食品の原料処理、食品加工、包装、貯蔵などの場所を備え、その場所の環境を清潔に保ち、有毒、有害な場所やその他の汚染源から、規定の距離を保っていること。
- ❖ (2) 製造・販売する食品の品種、数量に適した製造・販売設備または施設を備え、適切な消毒、着替え、洗面、採光、照明、通風、防腐、防塵、防ハエ、防鼠、防虫、洗浄および汚水排出処理や、ゴミ捨て場および廃棄物の1次処理容器などの設備や施設があること。



国家质量监督检验检疫总局法规司

General Administration of Quality Supervision,  
Inspection and Quarantine of the People's Republic of China



- ❖ (3) 食品安全専門技術者、管理者および食品安全を保証する規則・制度を有していること。
- ❖ (4) 適切な設備配置と工程フローを備え、加工前の食品と直接口に入る食品、原料と完成品の混合汚染を防止し、食品が有毒物や不衛生な物との接触から回避すること。



国家质量监督检验检疫总局法规司

General Administration of Quality Supervision,  
Inspection and Quarantine of the People's Republic of China



- ❖ 2. 許可手順:
- ❖ 設立する食品メーカーの名称の事前審査
- ❖ 生産許可
- ❖ 商工登録





国家质量监督检验检疫总局法规司

General Administration of Quality Supervision,  
Inspection and Quarantine of the People's Republic of China



- ❖ (1) 审查
- ❖ (2) 受理
- ❖ (3) 审查：
  - ❖ A. 書類审查
  - ❖ B. 現場検査
  - ❖ C. 製品検査



国家质量监督检验检疫总局法规司

General Administration of Quality Supervision,  
Inspection and Quarantine of the People's Republic of China



- ❖ (4) 決定および許可証交付
- ❖ (5) 許可証の有効期間、番号およびマーク
- ❖ (6) 受理機関および許可主体



国家质量监督检验检疫总局法规司

General Administration of Quality Supervision,  
Inspection and Quarantine of the People's Republic of China



- ❖ 3. 許可後の手順:
- ❖ (1) 期間変更
- ❖ (2) 期間内の更新
- ❖ (3) 期間満了による更新
- ❖ (4) 期間満了による取消: 抹消、無効



国家质量监督检验检疫总局法规司

General Administration of Quality Supervision,  
Inspection and Quarantine of the People's Republic of China



❖ (2) 流通許可

❖ (3) 飲食サービス許可



国家质量监督检验检疫总局法规司

General Administration of Quality Supervision,  
Inspection and Quarantine of the People's Republic of China



- ❖ 3. 中国食品品質安全標準要求：中国の食品製造・販売者の義務および責任
- ❖ 原則要求：法律、法規および食品安全標準に基づいて製造・販売活動に従事し、社会や国民に対して責任を負うほか、食品の安全性を保証し、社会の監督を受け入れ、社会的責任を果たさなければならない。



国家质量监督检验检疫总局法规司

General Administration of Quality Supervision,  
Inspection and Quarantine of the People's Republic of China



- ❖ (1) 食品製造・販売企業および製造・販売者の義務と責任
- ❖ 1. 食品製造・販売者
  - ❖ (1) 食品製造・販売者の適合性条件と要求
  - ❖ (2) 製造・販売する食品の禁止義務
  - ❖ (3) 食品製造・販売許可証の取得
  - ❖ (4) 従業員の健康管理制度の確立と実施  
(健康診断と健康証明書)
  - ❖ (5) 食品広告の合法性、禁止要求
  - ❖ (6) 先進的な技術手段の導入記録



国家质量监督检验检疫总局法规司

General Administration of Quality Supervision,  
Inspection and Quarantine of the People's Republic of China



- ❖ 2. 食品製造・販売企業
- ❖ (1) 健全な食品安全管理制度の確立(食品安全知識に関する研修や記録、専任または兼任の食品安全管理者の配置、検査の実施)
- ❖ (2) 適正製造規範(GMP)の要求適合、危害分析重要管理点(HACCP)の実施



国家质量监督检验检疫总局法规司

General Administration of Quality Supervision,  
Inspection and Quarantine of the People's Republic of China



- ❖ (3) 企業標準の制定と届出
- ❖ (4) 自社検査のほか、法律規定に適合した食品検査機関に実施を委託する。
- ❖ (5) 食品安全事故の処理案を制定し、実施状況を定期的に検査して、潜在的な事故発生要因を取り除く。
- ❖ (6) 検査と記録の監督に対する協調
- ❖ (7) 食品安全の信頼性証明記録に対する協調





国家质量监督检验检疫总局法规司

General Administration of Quality Supervision,  
Inspection and Quarantine of the People's Republic of China



## (2) 食品製造企業および食品生産者の義務と責任

- ❖ 1.食品製造者(食用農産物生産者を含む)
- ❖ (1) 食用農産物の生産者は法に基づき、農業投入財を使用しなければならない
- ❖ (2) 入荷検査
- ❖ (3) 出荷検査
- ❖ (4) 法に基づき食品添加物を使用しなければならない(禁止要求を含む)
- ❖ (5) あらかじめ包装された食品のラベル要求(ラベル、説明書の内容の合法性、適合性、禁止要求および形式要求)
- ❖ (6) 食品の回収



国家质量监督检验检疫总局法规司

General Administration of Quality Supervision,  
Inspection and Quarantine of the People's Republic of China



- ❖ 2. 食品製造企業（食用農産物の生産企業  
および農民專業合作經濟組織を含む）
- ❖ (1) 食用農産物の生産記録制度の確立
- ❖ (2) 入荷検査記録制度の確立
- ❖ (3) 出荷検査記録制度の確立



国家质量监督检验检疫总局法规司

General Administration of Quality Supervision,  
Inspection and Quarantine of the People's Republic of China



- ❖ (4) 食品製造過程の安全管理状況に関する記録制度
- ❖ (5) 原料の集中一括仕入れを行う食品製造企業グループは、本部が一括して検査や記録を行うことができる。
- ❖ (6) 原料検査、生産過程の安全管理、貯蔵管理、設備管理、不合格製品の管理など、食品安全管理制度を確立・実施し、継続的に食品安全の保証体系の整備を図る。
- ❖ (7) 管理要求を制定・実施し、出荷した食品が食品安全標準に適合することを保証する。



国家质量监督检验检疫总局法规司

General Administration of Quality Supervision,  
Inspection and Quarantine of the People's Republic of China



❖ (3) 食品販売企業および食品販売者の  
義務と責任